

各 位

会 社 名 日本電気株式会社

代表者名 取締役代表執行役社長兼 CEO 森田 隆之

(コード番号 6701 東証プライム)

問合せ先 ステークホルタ・ーリレーション部長 浦田 征洋

(TEL 03-3798-2931)

役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、企業価値の持続的な向上を目指したコーポレート・ガバナンスの強化に向け、報酬委員会において役員報酬制度の見直しを行い、当社の社外取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度 I」といいます。)および当社の執行役を含むCorporate SVP以上の役員等(以下「制度対象役員等」といいます。)を対象とした株式交付信託型の株式報酬制度(以下「本制度 II」といいます。)を追加して導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度 I について

(1) 導入の目的

本制度 I は、当社の社外取締役に対し、株主のみなさまとの中長期的な価値共有をより高め、企業価値の持続的な向上への意識を強化することを目的として新たに2025年 6 月より導入する業績非連動型の株式報酬制度です。

(2) 本制度 I の概要

社外取締役は、本制度Iに基づき、当社から支給される業績非連動の譲渡制限付株式に係る金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、または、業績非連動の譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与されることにより、当社の普通株式の発行または処分を受けることになります。

本制度 I の導入目的の一つである株主のみなさまとの価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は原則として譲渡制限付株式の交付日から当該社外取締役が当社の取締役を退任する日までの期間といたします。各社外取締役への具体的な支給時期、支給金額および交付株式数については、報酬委員会において決定いたしますが、社外取締役に対する金銭報酬と本制度 I に基づく株式報酬の支給割合は、社外取締役の職責等に鑑み、概ね3:1とすることを基本方針といたします。

なお、本制度Iによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と社外取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、概要、次の事項が含まれることとします。

- ① 社外取締役は、原則として当社の取締役を退任する日までの期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定 その他の処分をしてはならないこと
- ② 譲渡制限期間中において、報酬委員会が定める一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得(没収)すること
- ③ 譲渡制限解除後、報酬委員会が定める一定の事由が生じた場合には、社外取締役は当社に対して譲渡制限が解除された当該普通株式の返還または当該普通株式に相当する金銭の支払をすること

2. 本制度Ⅱについて

(1) 導入の目的

当社は、2017年度より、執行役を含む Corporate SVP 以上の役員等(当社は、2023年6月22日をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しております。)の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主のみなさまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的として、執行役を含む Corporate SVP 以上の役員等に対し信託を用いた業績連動型株式報酬制度(以下「業績連動型株式報酬制度」といいます。)を導入しております。

本制度IIは、株式報酬制度をさらに推進し、制度対象役員等と株主のみなさまとの価値共有をさらに強化し、当社の経営を担う優秀人材を確保することを目的として、業績連動型株式報酬制度に加えて新たに2025年4月より導入する株式報酬制度です。

(2) 本制度Ⅱの概要

本制度 Π は、制度対象役員等に対し、従来の業績連動型株式報酬制度に加えて、当社の普通株式を報酬として付与する業績非連動型の株式報酬制度です。本制度 Π では、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社の普通株式を取得し、制度対象役員等に対して、当社の報酬委員会が定める株式交付規程に従って、各制度対象役員等の役職や職責等に応じたポイントを付与し、付与されたポイント数に相当する数の当社の普通株式(ただし、その一部については当社の普通株式の換価処分金相当額の金銭)の交付および給付を行います。各制度対象役員等に支給される金銭報酬および株式報酬の支給割合は、制度対象役員等の役職や職責等に応じて異なりますが、当社の CEO の報酬等に係る基本報酬、業績賞与および株式報酬(業績連動型株式報酬制度および本制度 Π)の支給割合は、初年度については、概ね1:1:1.4になります。

本制度 II の仕組みは、業績非連動型であることおよび制度対象者の範囲を除き、業績連動型株式報酬制度と基本的に同一です。詳細は、2017 年4月 27 日付け「取締役・執行役員に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」における「<本制度の仕組みの概要>」をご参照ください。

(ご参考:本制度Ⅱに係る信託の概要)

- ① 委託者:当社
- ② 受託者:三井住友信託銀行株式会社
- ③ 受益者:制度対象役員等のうち受益者要件を満たす者
- ④ 信託管理人: 当社と利害関係のない第三者を選定する

- ⑤ 議決権行使:信託の期間を通じて、本制度Ⅱに係る信託内の当社の普通株式に係る議決権は 行使いたしません
- ⑥ 信託の種類:金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- ⑦ 信託の目的:株式交付規程に基づき当社の普通株式を受益者へ交付すること

以 上